

第4款 債権譲渡の効果

Ⅲ.-5:113条 新たな債権者

債権譲渡の効力が生じた時に、譲渡された債権につき、譲渡人は債権者ではなくなり、譲受人が債権者となる。

コメント

(担保のための債権譲渡と対置される) 真正の債権譲渡が効果を生じると、譲受人が債権者になる。譲渡人はもはや債権者ではなく、別の者にその債権を譲渡する権利を有しないことになる。その権利は、それを譲渡しようとする債権者のものではなくなる(債権譲渡が担保のために行われる場合には、譲渡人は重ねて譲渡する権利を有するものの、その債権は第一譲渡に対応して制限を受け、第一譲渡に対して優先するような第二譲渡をする権利はないのである。担保のための債権譲渡は第IX編で規律される)。しかしながら、第二譲渡も完全に無効なのではなく、一定の状況においては、第一譲渡に優先することすらある。当該規律によれば、譲渡人が二重譲渡を行い、第二「譲受人」が第二譲渡の時点で先行譲渡を知らなければ [p. 1050]、先に債務者に譲渡の通知をした譲受人が優先する(Ⅲ.-5:121条(複数の譲受人の競合)。これは無権利の法理 *nemo dat principle*の例外である)。

譲受人は譲渡対象債権の債権者になるのであって、それ以上のあるいはそれ以下の債権者になるのではない。債権は債権譲渡の前後で同一性を保つ。たとえば、譲渡人の下でその権利が条件付の債権であったのであれば、譲受人の下でも条件付の債権のままである。

設例1

サッカークラブXは、6月にYとの間で、(チームが予選を突破すれば)11月に開催されるサッカーの試合でYが給仕を提供するとの契約を結んだ。契約では10月15日に前払を行うことも定めていた。契約は、チームが予選で敗退すれば、すべての権利義務は消滅するとの解除条件に服することを定めていた。8月にYは契約上の金銭債権をZに譲渡した。チームは9月に予選で敗退した。Zは10月に弁済期の来る前払請求権を取得しない。その権利は解除条件付であり、今や消滅している。債権譲渡は、条件付の権利を無条件の権利に変えることができない。

言うまでもないことだが、履行請求権の譲渡は譲受人を反対債務の債務者にしたり、法が譲渡人に課した義務に服させるものではない。

設例2

XはBとの契約上の金銭債権をYに売って移転した。支払は、Xの給付より前にBが行うべきこと、Xが履行しない場合には、前払金は返還されるべきことになってい

た。Bは、債権譲渡の通知を受けて、Yに前払いをした。Xが履行しなかった。Xは金銭債権のみを譲渡したのである。Xの前払金の返還義務は移転していなかった。Bが返還請求権を持つ相手方はXであってYではない。

上述の2つの設例は、前払金を含む事例の慎重な分析が重要であることを示している。例えば、設例1で、前払が10月15日に行われた後でチームが予選で敗退したときは、設例2と状況は同じになろう。金銭債務とそれに対応する債権は、弁済により消滅していたことになったはずである。契約上の他の債権・債務は解除条件に服するが、この債権は[すでに弁済消滅してしまっている以上]もはや解除条件には服さなかったはずである。返還債務は、黙示の契約条項又は契約解消の効果もしくは債権債務の消滅を規律する規定に基づかなければならないはずである。不当利得に関する規定は適用されないことになろう。というのは、当該債権・債務の消滅は遡及的ではなく、弁済は錯誤その他の無効要素によって影響を受けなかったからである。返還債務が黙示の契約条項によるのか独自の法規定によるのかにかかわりなく、それは元来債務者に対する譲渡人Xの義務だったのであり、債権譲渡によって移転したり消滅するものではなかったはずである。

[p.1051]

譲受人が譲渡対象債権の新しい債権者となるが、譲渡人に課される返還債務には服さないという一般的な帰結は、商取引、とりわけ債権担保金融にとって重要である。国際取引における債権譲渡に関する国際連合条約は、譲渡人による原契約の違反によって、譲渡人又は譲受人に対して債務者が支払った弁済金の返還を譲受人に求める権利を債務者が取得するものではないことを明記する条項(21条)を含んでいる。

「債権 right」が、前の規定で債権の一部を含むものと定義されている(III.-5:102条(定義)[訳注:原文の5:101(3)は誤記で5:102条が一部譲渡を規定している。また、そもそもここに一部譲渡について付記することの意味がよくわからない。債権譲渡によって債権者が複数に増えることがあるという注意か。])が想起される。

ノート

1. 構成国の法では明示的に述べられてはいないが、本条は、一般的に債権譲渡の性質に従うものである。このことはギリシアについて妥当する(*Stathopoulos*, nos. 203 and 207を参照)。ポーランドでは、判例法において、債権譲渡の結果として、債権者のすべての権利が譲受人に移転し、法的な関係そのものは変わらない、と認められている(2001年9月5日の最高裁判決、1 CKN 379/00, *Lex no.52661*を参照)。スロヴァキアの裁判所においても同様である(例えば、SR 1 Cdo 73/2000の最高裁判決を参照)。チェコ法にはそのような明示の規定はないが、争いのないこの一般的な規律は、民法524条を基礎として容易に解釈により導かれる(*Švestka/Jehlička/Škárková*, OZ⁹, 663-666と*D. Hendrych*を参照)。スコットランドで

は、債権譲渡によって譲受人が譲渡人と同じ地位に着くことが基本原則である (*Gloag and Henderson, The Law of Scotland*¹¹, no. 33.07)。有効な債権譲渡は、譲渡されたものに関して訴権を譲渡人から奪い、それを譲受人に与えると言われている (*McBryde, Law of Contract in Scotland*, no. 12.79)。イングランドの分析は異なっているが、債務者が債権譲渡の通知を受けるまで譲渡人に支払う義務を負い、譲渡通知の時から譲受人に支払い義務を負うようになるとの結論はほぼ同じである。

2. スペインでは、真正の権利移転の権原 *titulus transferendi* (民法1526条)としての債権譲渡の法的性質によって、債権譲渡の効果は、譲渡対象債権上に制限物権を設定したり、ある種の共有権や利益分配請求権を生じるのではなく、受戻権の付着していない完全な所有権を移転するものである。これが、何らの特別規定を作ることを要しない理由である。
3. フランスでは、債権譲渡が効力を生じると、譲受人が新しい債権者となる。しかしながら、民法1690条の方式要件に服する債権譲渡は、債務者の同意は要しないものの、公正証書 (*acte authentique*) による通知または承諾により債務者が認識したときに初めて債務者に「対抗可能 *opposable*」となるにすぎない (*Terré/Simler/Lequette, loc. cit., nos. 1279 et seq.*を参照)。多重譲渡の場合には1690条の規定が厳格に適用される。すなわち、先に債務者に通知をした者が債権者であるとみなされる。ただし詐害的^{フロード}行為が証明された場合 (譲受人が第二譲渡の時に先行譲渡を知っていた場合) はこの限りでない (*Terré/Simler/Lequette, loc. cit., nos. 1286 et seq.*を参照)。
4. ベルギーでは、債権譲渡の要件が充たされると即時に、債務者以外のすべての者との関係で譲受人が債権者となり (民法1690条2項)、信頼原則の適用に服する (民法1240条及び1690条4項)。